

令和6年度長野県立高等学校入学者選抜要綱（案）主な改正点について

高校教育課

1 追検査の対象者について（7頁）

ア 改正内容

（改正前）1 高等学校長は、後期選抜に志願した者のうち、次の(1)～(3)に該当する者から申請があった場合には、追検査を行う。

(1) 新型コロナウイルスに感染し、3月7日（火）が保健所から指示された療養期間内の者。

(2) 保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として特定された者、もしくは学校から濃厚接触者に相当するとして出席停止を命ぜられた者のうち、3月7日（火）に受検が認められる要件を満たせず受検できなかった者。

(3) インフルエンザに感染し重症化したことにより3月7日（火）に受検できなかった者。

（改正後）1 新型コロナウイルス又はインフルエンザに感染し、重症化したことにより3月6日（水）に受検できなかった者。

イ 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降、5類感染症に移行したことにより、インフルエンザと対応を合わせるよう修正を行う。

2 調査書記入の手引きについて【様式集】

ア 改正内容

（改正前） 記載事項のない欄には「なし」と記入する。

（改正後） 記載事項のない欄には「なし」と記入するか、斜線を引くこと。

イ 改正の趣旨

校務支援システムの導入が進む中で、R4から「斜線を引くこと」を削除したが、再度中学校側の対応に幅を持たせて負担を軽減するよう修正を行う。

3 「受検票」裏面の持ち物の記述について【様式集】

ア 改正内容

「マスク」を削除する。

イ 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降、5類感染症に移行したことにより、削除する。

令和6年度長野県立高等学校入学者選抜要綱（案）

長野県教育委員会

第1 総則

1 募集定員

長野県教育委員会が別に定め、公示する。

2 募集の方法

各高等学校の特色に応じて行う前期選抜の募集、学力検査を実施する後期選抜の募集、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合に実施する再募集、定時制課程において行うことができる追加募集並びに新型コロナウイルス感染症等に係る追検査の募集及び特例再募集により行う。

3 入学志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年(2024年)3月に卒業若しくは修了する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者）

4 入学志願

(1) 志願できる高等学校の範囲は、長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号。以下「通学区規則」という。）の定めるところによる。

(2) 志願は1校1課程1学科に限る。ただし、くくり募集（原則として同一学校の同一課程内の複数の小学科を1学科として取り扱って行う募集をいう。）を実施する学校の場合は、くくられた群への志願とする。

(3) 県外から本県の県立高等学校を志願する者は、アの期間内に、イの書類を最終在籍学校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

ア 受付期間

期 間	備 考
令和5年(2023年)11月24日(金)から 令和6年(2024年)1月16日(火) 午後5時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続きができない者については、令和6年(2024年)1月17日(水)から2月15日(木)午後5時まで(長野県教育委員会が特に認めた者については、2月29日(木)正午まで)の期間も受け付ける。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出書類

長野県立高等学校志願承認願（様式第2号）

特別の事由を証明する書類

5 調査書及び学習成績一覧表の作成

(1) 最終在籍学校長は、調査書（様式第3号）の公正を期するため、調査書作成委員会を組織すること。ただし、第2の4の(2)のエに定める場合にあっては、この限りでない。

この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭及び第3学年の指導を担当する教職員を充てること。

(2) 調査書は、原則として指導要録及び健康診断票に準拠して記載すること。ただし、第3学年の各教科の評定については、次によるものとする。

ア 令和5年度(2023年度)卒業見込者

(ア) 令和5年(2023年)12月末日以降において、第3学年に在学する生徒全員を対象として、目標に準拠した評価により、必修教科について5段階の評定を行うこと。ただし、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒は、評定の対象から除外する。

(イ) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

(ウ) 県外の中学校に在学する生徒で、目標に準拠した評価による評定が著しく困難なものについては、(イ)に準ずること。

イ 令和4年度(2022年度)以前の卒業生

指導要録記載の評定を記入すること。

- (3) (1)の規定にかかわらず、高等学校に在籍した志願者については、最終在籍高等学校長が、出身中学校から送付されている指導要録の抄本又は写し及び健康診断票によって調査書を作成すること。
- (4) 学習成績一覧表（様式第4号及び様式第5号）は、志願者の中学校第3学年在学時の同学年生徒全員について、次の区分に従って記載すること。
 - ア 令和5年度(2023年度)卒業見込者
必修教科の目標に準拠した評価による5段階の評定を記入し、目標に準拠した評価による評定が不可能な志願者があるときは、備考欄にその旨を付記すること。
 - イ 令和4年度(2022年度)以前の卒業者
指導要録記載の評定を記入すること。ただし、当該卒業者の卒業年度に作成された学習成績一覧表を用いても差し支えない。
 - ウ 県外の中学校にあっては、調査書記載の評定法による学年又は学級の学習成績一覧表とすること。

6 入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、この選抜要綱に定めるところにより、高等学校長が、志願者の出身学校長から提出された調査書及び長野県教育委員会が実施する選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績を資料として行う。
- (2) 高等学校長は、(1)に定めるもの以外の資料を必要とするときは、長野県教育委員会の承認を受けて、それを入学者の選抜の資料とすることができる。
- (3) 高等学校長は、当該高等学校の学科や教育課程等の特色に応じた選抜を行うことができる。
- (4) 再募集については第4に、定時制課程の追加募集については第5に、新型コロナウイルス感染症等に係る追検査及び特例再募集は第6に、通信制課程の選抜については第7に定めるところによる。

第2 前期選抜

1 志願の要件（生徒募集の観点）

- (1) 高等学校長は、あらかじめ前期選抜において生徒を募集する観点を定めるものとする。
- (2) (1)により定められた生徒募集の観点は、別に発表する。

2 募集人員

- (1) 普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科及び総合学科の募集人員は、募集定員の50パーセント以内とする。
- (2) 理数科、自然科学探究科、学究科、スポーツ科学科、音楽科、国際教養科、人文科学探究科、国際観光科、自然探究科及び国際探究科の募集人員は、募集定員の90パーセント以内とする。
- (3) 各高等学校の募集人員については、別に発表する。

3 前期選抜の日程

項目	期日又は期間	備考
(1) 志願受付期間	令和6年(2024年) 1月25日(木)から 1月29日(月)正午まで	ア 午前9時から午後5時まで イ 郵送する場合は、必要分の切手（切手代は各高等学校へ直接問合せ）を貼付した返信用封筒（長形3号で宛先を明記したもの）を同封すること。なお、受付期間内に到着しないものは無効とする。
(2) 面接等の検査期日	令和6年(2024年)2月1日(木)	
(3) 合格者の発表期日	令和6年(2024年)2月9日(金)	志望高等学校において、午後1時以降
(4) 入学確約書の提出期限	令和6年(2024年)2月15日(木)	正午まで
(5) 入学予定者数の発表期日	令和6年(2024年)2月15日(木)	

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日（2月2日（金））も実施することができる。

4 入学志願

(1) 志望高等学校等

第1の4に定めるところによる。

(2) 志願手続

ア 志願者は、次の書類を最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（様式第6号）

(イ) 入学審査料収入証紙納付書 全日制課程志願者は2,200円、定時制課程志願者は870円の長野県収入証紙を貼ったもの

(ウ) 志願理由書又は自己PR文（志望高等学校が必要と定めた場合に限る。）（用紙は志望高等学校で交付する。）

イ 最終在籍学校長は、当該学校の志願者から提出された上記アの書類のほか、次の書類を3に定める志願受付期間内に志望高等学校長に提出すること。なお、学習成績一覧表は、志望高等学校の課程ごとに1通作成すること。

(ア) 調査書

(イ) 学習成績一覧表

(ウ) 令和5年(2023年)12月以降実施の健康診断の記録（中学校又はこれに準ずる学校に在籍する者は除く。）

(エ) 他の高等学校を最終在籍校とする者については、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、当該高等学校の学業成績証明書

ウ 高等学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。

(ア) 前期選抜入学志願者受付台帳（様式第7号）の作成

(イ) 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入

(ウ) 受検票（様式第8号）の交付

エ 志願者のうち、ア及びイに定める手続が困難な者で、その旨を証する書類を添えて高校教育課長に申し出たものについては、高校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

5 入学者の選抜

(1) 選抜の資料

ア 最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接

イ 志願理由書又は自己PR文、作文又は小論文及び実技検査のうちから志望高等学校長が定めたもの

(2) 面接等の日程

ア 受付 午前8時40分以降

イ 面接等諸検査 午前9時以降

なお、日程の詳細については高等学校ごとに定める。

(3) 会場

志望高等学校

(4) 選抜方法

高等学校長は、生徒募集の観点に配慮の上、最終在籍学校長から提出された調査書の内容、志願者に対し実施する面接の結果及び(1)のイに定めた資料により、総合的に判定し合格者を決定する。

6 前期選抜結果の発表及び入学の確約

(1) 高等学校長は、3に定める期日に、前期選抜合格通知書（様式第9号）を入学予定者に内定した者に送付するとともに、前期選抜結果通知書（様式第10号）により選抜結果を最終在籍学校長に通知する。

(2) 前期選抜合格通知書を受けた者のうち当該志望高等学校に入学しようとするものは、入学確約書（様式第11号）を最終在籍学校長を経て、3に定める期限までに志望高等学校長に提出する。なお、入学確約書を提出した者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集への志願はできないものとする。

(3) 選抜の結果、入学予定者に内定しなかった者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集へ志願することができる。

第3 後期選抜

1 募集人員

募集定員から前期選抜の募集人員を除いた数とする。ただし、前期選抜の入学確約書の提出者数が前期選抜の募集人員に満たなかった場合は、募集定員から前期選抜の入学確約書の提出者数を除いた数とする。また、併設型高等学校普通科における募集人員は、長野県教育委員会が別に定める。

2 後期選抜の日程

項目	期日又は期間	備考
(1) 募集人員の発表期日	令和6年(2024年)2月15日(木)	
(2) 志願受付期間	令和6年(2024年) 2月20日(火)から 2月22日(木)正午まで	ア 長野県教育委員会が特に認めた者については、3月1日(金)正午まで受け付ける。 イ 午前9時から午後5時まで ウ 郵送する場合は、必要分の切手(切手代は各高等学校へ直接問合せ)を貼付した返信用封筒(長形3号で宛先を明記したもの)を同封すること。なお、受付期間内に到着しないものは無効とする。
(3) 志望変更受付期間	令和6年(2024年) 2月26日(月)から 2月29日(木)正午まで	ア (2)の備考アに該当する者については志望変更を認めない。 イ 午前9時から午後5時まで
(4) 学力検査等の実施期日	令和6年(2024年)3月6日(水)	
(5) 入学予定者の発表期日	令和6年(2024年)3月19日(火)	志望高等学校において、午前8時30分以降

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日(3月7日(木))も実施することができる。

3 入学志願

(1) 志望高等学校等

ア 第1の4に定めるところによる。

イ 同一学校の同一課程内に2以上の学科(部)のある場合は、第2志望を認めることがある。この場合において、第1志望学科と第2志望学科が同一の大学科に属し、当該大学科に他の小学科があるときは、第3志望まで認めることがある。

ウ 県内の県立以外の公立高等学校を志願した者の志願は認めない。

(2) 志願手続

第2の4の(2)と同じ。ただし、第2の4の(2)のイに掲げる書類の提出期限は、令和6年(2024年)3月1日(金)正午とする。また、高等学校長が作成する入学志願者の受付台帳は、後期選抜入学志願者受付台帳(様式第12号)とする。

4 志望変更

(1) 志願者は、入学願書提出後原則として1回に限り、2に定める志望変更受付期間中に、志望学校、志望課程又は志望学科(部)を変更することができる。ただし、2の表の(2)の備考の規定により志願受付期間の延長が認められた者については、志望変更を認めない。

(2) 志望変更手続

ア 志望学校を変更しようとする志願者は、志望学校(課程・学科・部)変更願(様式第13号、以下「志望学校変更願」とする。)に、先に交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長(第2の4の(2)のエの申出をした場合にあつては、高校教育課長。以下第3において同じ。)を経て、変更前の志望高等学校長に提出して、志望学校変更証明書(様式第14号)の交付を受けた後、次の書類を変更先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 入学審査料収入証紙納付書(定時制課程を志願した者が全日制課程へ志望変更する場合は、1,330円の長野県収入証紙を貼ること。)

(ウ) 志望学校変更証明書

イ 志望学校を変更しようとする志願者の最終在籍学校長は、第2の4の(2)のイに定める書

類を変更先高等学校長に提出すること。なお、学習成績一覧表については、変更先高等学校に既に提出されている場合は不要とする。

ウ 同一学校内における志望課程又は志望学科(部)を変更しようとする志願者は、志望学校変更願(様式第13号)に、先に交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長を経て、当該高等学校長に提出すること。

エ 高等学校長は、志望学校変更願の提出があったときは、これを受け付け、志望学校変更証明書に「入学審査料 円納付済」の表示をし、納付された金額を記入の上、志願者に交付すること。

(3) 県内にある県立以外の公立高等学校から志望変更する場合においても、(2)のア及びイに準ずることとするが、この場合には、第2の4の(2)のアの(i)に定める書類を併せて提出すること。

(4) 志望変更の参考資料とするため、志望変更受付期間中の各日における受付締切時現在の志願者数を高等学校ごとに発表する。

5 学力検査

(1) 検査の実施

長野県教育委員会が全日制課程及び定時制課程の志願者に対して、同一の問題で一斉に実施する。

(2) 検査の日程、検査教科等

ア 受付 午前8時40分から午前9時まで

イ 点呼、諸注意 午前9時から午前9時20分まで

ウ 入室 午前9時20分から午前9時30分まで

エ 検査教科、検査時間

時限	教科	検査時間	備考
1	国語	9:35~10:25 (50分)	休憩 15分
2	数学	10:40~11:30 (50分)	休憩 15分
3	社会	11:45~12:35 (50分)	昼食 60分
4	理科	13:35~14:25 (50分)	休憩 15分
5	英語 (英語リスニング テストを含む。)	14:40~15:30 (50分)	

オ その他

高等学校長は、公共交通機関の運休や遅延による影響を受けた受検生に対して、検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。変更を決定した場合には、当該高等学校長は、高校教育課長に報告し承認を受けるものとする。

(3) 検査場

ア 検査場は、志望高等学校等とする。ただし、高等学校長は、これにより難い志願者について、別の検査場を指定することができる。この場合には、高等学校長は、あらかじめ高校教育課長及び当該別の検査場の実施責任者の承認を受けるものとする。

イ 高等学校長は、志願者に受検票を交付する際、検査場を指定するとともに、アのただし書の場合にあっては、令和6年(2024年)3月1日(金)までに当該別の検査場の実施責任者に受検番号、氏名等必要な事項を通知するものとする。

(4) 連絡校

学力検査実施上の連絡のため地域ごとに連絡校を設けるものとし、連絡校は、別表のとおりとする。

(5) 定時制課程において、当該学校長が適当と認めた場合には、一部の教科について学力検査を行わないことができる。

6 入学者の選抜

高等学校長は、次の(1)及び(2)に準拠して、その高等学校の課程、学科等の特性に応じた選抜基準を定め、入学者の選抜を行う。

(1) 選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とし、高等学校の教育を受けるに足る能力と適性等を判定して行うものとする。なお、高等学校長は、面接、志願理由書若しくは自己PR文、作文若しくは小論文又は実技検査を選抜の参考資料とすることができる。

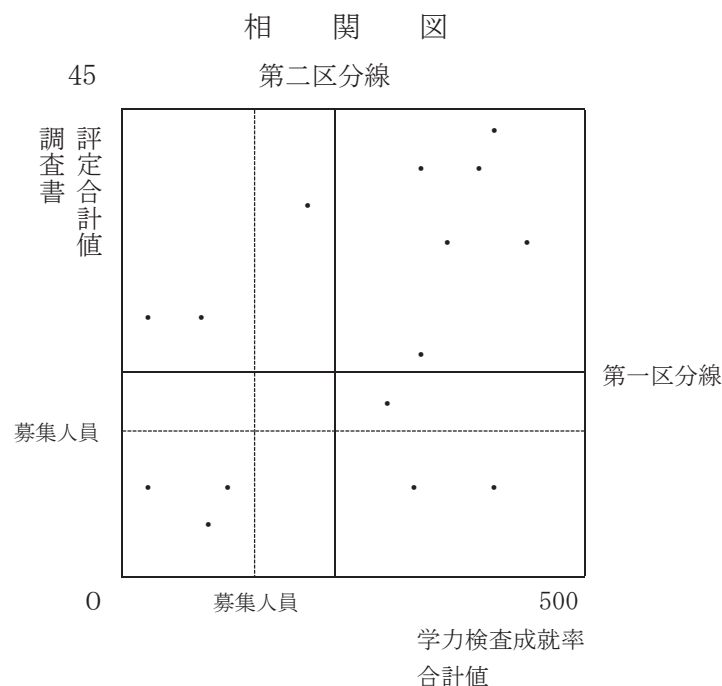
ア 調査書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項等を総合して選抜の資料とする。

イ 教科の成績については、調査書の必修教科の評定と学力検査結果との相関図を次の方法により下図を参考にして作成し、調査書の記載事項と併せて選抜の資料とする。

(ア) 学科ごとに、受検者全員について、調査書に記載されている中学校第3学年の必修教科の評定合計値（最高45点）を縦軸、学力検査成就率合計値（最高500点）を横軸とする相関図を作成する。

(イ) 募集人員を考慮して基準人員を設ける。

(ウ) 縦軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の上部の区域に含まれるよう第一区分線を設け、横軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の右側の区域に含まれるよう第二区分線を設けることにより四領域に区分する。



(備考) この図は学校裁量の基準人員を9人（募集人員の90パーセント）に設定して、受検者15人、募集人員10人の場合の例である。

ウ 相関図を選抜の資料とするに当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) 受検者全員について、各領域の特性を十分考慮して検討すること。

(イ) 相関の特異なものについては、特に慎重に検討すること。

(2) 健康の記録は、就学不可能と認められる者以外については、差等をつける資料としないものとする。

(3) 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合は、2教科につき2倍の範囲内で特定の教科に比重を置いた傾斜配点により選抜することができる。その場合、相関図の横軸は傾斜配点による学力検査成就率合計値とする。

(4) 高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

(5) 高等学校長は、特に必要と認める志願者については、あらかじめ長野県教育委員会の承認を受けて、面接若しくは健康診断又はこの両者を併せ行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

第4 再募集

- 1 高等学校長は、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合、再募集を行う。ただし、併設型高等学校長は、当該高等学校普通科において、入学予定者数が第3の1に定める後期選抜の募集人員に満たなかった場合、再募集を行う。
- 2 再募集の発表
令和6年(2024年)3月19日(火)に長野県教育委員会及び再募集を行う高等学校で発表する。
- 3 入学志願資格
この要綱による後期選抜の学力検査を受けた者のうち入学予定者に内定しなかったものとする。ただし、第6の1に該当する者以外で病気、負傷等特別な事情により学力検査を受けることができなかつた者から入学願書の提出があつた場合には、高等学校長は、長野県教育委員会と協議の上、志願を認めることができる。
- 4 志願受付期間
令和6年(2024年)3月19日(火)から3月22日(金)午後5時まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。
- 5 志願手続
(1) 第2の4の(2)と同じ。ただし、高等学校長が作成する入学志願者の受付台帳は、後期選抜入学志願者受付台帳(様式第12号)に準ずるものとする。また、志願者は、入学願書に、後期選抜の志望高等学校、志望課程、志望学科(部)及び受検番号を記入することとする。
(2) 出願後の志望学校、課程及び学科(部)の変更は認めない。
- 6 入学者の選抜
(1) 第3の6に準じて行う。
(2) 高等学校長が特に必要と認めた場合には、当該学校長が実施する筆記試験を参考にすることができる。
- 7 入学予定者の発表
高等学校長は、入学予定者を令和6年(2024年)3月26日(火)までに発表するものとする。

第5 追加募集

- 1 高等学校長は、定時制課程について、再募集でなお入学予定者が定員に満たなかった場合に、追加募集を行うことができる。
- 2 志願受付期間
令和6年(2024年)3月26日(火)から3月28日(木)正午まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。
- 3 志願手続
第4の5に準ずる。
- 4 入学者の選抜
第3の6に準ずる。ただし、学力検査に代えて、第3の5の(2)のエに掲げる教科について、当該高等学校長が実施する筆記試験を選抜の資料とする。
- 5 入学予定者の発表
高等学校長は、入学予定者を令和6年(2024年)3月29日(金)までに発表するものとする。

第6 新型コロナウイルス感染症等に係る追検査及び特例再募集

- 1 高等学校長は、後期選抜に志願した者のうち、新型コロナウイルス又はインフルエンザに感染し、重症化したことにより3月6日(水)に受検できなかつた者から申請があつた場合には、追検査を行う。
- 2 追検査の実施期日
令和6年(2024年)3月14日(木)に実施する。なお、後期選抜の面接または実技検査実施校は、翌日(3月15日(金))に面接または実技検査を実施する。
- 3 追検査による入学予定者の発表
高等学校長は、入学予定者を令和6年(2024年)3月19日(火)に発表するものとする。
- 4 高等学校長は、1に該当する者のうち、追検査を受けることができなかつた者又は追検査を受けたが入学予定者に内定しなかつた者から申請があつた場合には、特例再募集を行う。この場合、

志願者は、第4の2で発表した高等学校に志願することができる。

5 追検査及び特例再募集についての実施方法等は別に定める。

第7 通信制課程の選抜

1 実施校及び担当区域

通信制課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）及びその担当区域は、次のとおりとする。

実施校	所在地	担当区域
長野県長野西高等学校 (望月サテライト校を含む)	長野市箱清水 電話026-234-2261 〔佐久市望月 電話0267-53-2100〕	長野県立高等学校の通学区のうち 第1及び第2通学区
長野県松本筑摩高等学校	松本市島立 電話0263-47-1351	長野県立高等学校の通学区のうち 第3及び第4通学区

2 入学志願

志願者の居住地（入学後の居住予定地を含む。）により、原則としてその区域を担当する実施校に出願すること。（望月サテライト校については、長野西高等学校に出願する。）

3 志願受付期間

令和6年(2024年)2月28日(水)から3月26日(火)午後5時まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。また、松本筑摩高等学校の10月入学においては、令和6年(2024年)8月19日(月)から8月26日(月)午後5時まで、同様に受け付ける。

4 志願手続

実施校の校長の定めるところによる。

5 入学者の選抜

(1) 第3の6に準ずる。ただし、学力検査は行わない。

(2) 実施校の校長は、特に必要と認める志願者について面接を行い、その結果を審査の資料とすることができる。

6 入学予定者の発表

実施校の校長は、入学予定者を令和6年(2024年)4月8日(月)までに発表するものとする。また、松本筑摩高等学校の10月入学においては、入学予定者を令和6年(2024年)9月12日(木)までに発表するものとする。

7 その他

上記のほか、通信制課程の選抜について必要な事項は、実施校の校長が定めるものとする。

第8 障がい等のある志願者の選抜

1 最終在籍学校長は、障がい等のある志願者について、志願する可能性のある高等学校長との連携を十分に図る。

2 高等学校長は、障がい等のある志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な措置をとることができる。

第9 海外帰国子女等の選抜

1 高等学校長は、在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）により中学校の課程と同等の課程を有すると認定された在外教育施設以外で学んだ海外帰国子女の志願者のうち、外国での滞在期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内のものについて、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

2 高等学校長は、中国残留邦人の三世までの志願者のうち、帰国後6年以内のものについて、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

3 高等学校長は、入国後の在日期間が3年以内の在県外国人の志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

第10 県立の併設型高等学校における選抜

1 当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について

(1) 当該高等学校普通科に入学を希望し、高等学校長が定める期日までに「入学意思確認書」を

提出した者（以下、「入学予定者」という。）については、入学者の選抜は行わない。

- (2) やむを得ない事情で進学先を当該高等学校から他に変更する者については、「入学辞退届」を高等学校長に提出しなければならない。なお、入学予定者のうち、他の高等学校等の入学者選抜に志願する者は、入学予定者としての資格を失う。

2 募集定員

普通科の募集定員には、当該高等学校に係る併設型中学校からの入学予定者数を含めるものとする。

第11 個人情報の取り扱い

入学志願者から提出された入学願書及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、次の目的以外には利用しない。

- (1) 入学者選抜の資料及び入学手続に係る業務
- (2) 入学後の教育及び指導
- (3) 授業料の減免申請の審査
- (4) 奨学金申請の審査
- (5) 就学支援金業務
- (6) 県立高等学校の教育制度及び入学者選抜制度の改善のための調査及び研究

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、学力検査、入学者選抜の実施及びその他に係る必要な事項は、別に定める。

(別表) (第3関係) 連 絡 校

地 域	連 絡 校
下高井郡木島平村及び野沢温泉村 下水内郡 飯山市	長野県飯山高等学校
上高井郡 下高井郡山ノ内町 須坂市 中野市	長野県須坂創成高等学校
上水内郡 長野市のうち長野県屋代高等学校 に係る地域を除いた区域	長野県長野西高等学校
埴科郡 長野市のうち旧篠ノ井市、旧更級郡川 中島町、同信更村、同更北村及び同大岡村並び に旧埴科郡松代町の各区域 千曲市	長野県屋代高等学校
小県郡 上田市 東御市	長野県上田染谷丘高等学校
南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市	長野県野沢南高等学校
諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市	長野県茅野高等学校
上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市	長野県赤穂高等学校
下伊那郡 飯田市	長野県飯田 OIDE 長姫高等学校
木曾郡	長野県木曾青峰高等学校
東筑摩郡 安曇野市 松本市 塩尻市	長野県松本蟻ヶ崎高等学校
北安曇郡 大町市	長野県大町岳陽高等学校

長野県立高等学校志願承認願

年 月 日

長野県教育委員会 様

現住所

志願者

保護者

志願者との関係

下記のとおり、長野県立高等学校へ志願したいので承認してください。

記

1 志願する高等学校及び学科

(前期選抜)

第 通学区 高等学校 (全・定) 科・部

(後期選抜)

第 通学区 高等学校 (全・定) 科・部

2 事由 (詳細に)

3 令和6年(2024年)4月1日以降の住所

副 申

上記の事由に相違なく、また令和6年度入学者選抜において、貴県の県立高等学校以外の公立高等学校は志願していないことを証明します。

年 月 日

中学校長



受検番号												学習成績一覧表番号					
令和5年度(2023年度)														調 査 書			
A 生徒	ふりがな 氏 名									性別	平成・令和 年3月			卒業見込み 中学校 卒 業			
		年		月		日生											
B 出記 欠録・ 健康の		欠席日数	備 考								健 康 の 状 況						
	1年																
	2年																
	3年																
C 各教科の 学習の 記録	教科名 学 年		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	備 考					
	1年																
	2年																
	3年																
	中学校卒業後 の学習の状況																
D 総の 時的 間の 学習 記録												F 行 動 の 記 録	基本的な生活習慣				
													健康・体力の向上				
													自主・自律				
													責 任 感				
													創 意 工 夫				
													思いやり・協力				
													生命尊重・自然愛護				
													勤 労 ・ 奉 仕				
E 特記 活動の													公正・公平				
													公共心・公德心				
G 総参 考所 と見 なる び諸 指事 導項 上																	
調査書作成 委員氏名										記入責任者 氏名							
上記の記載事項には誤りがないことを証明します。																	
年 月 日																	
学 校 長																	
印																	

調 査 書 記 入 の 手 引

A 生 徒

「平成・令和」は、どちらか一方を二重線で消すこと。

「卒業見込み・卒業」は、どちらか一方を二重線で消すこと。

※ 校務支援システム等の関係で、二重線を引くことができない場合は、どちらか一方を削除する。

B 出 欠 ・ 健 康 の 記 録

- 1 卒業見込者の第3学年の出席状況は、前期選抜では令和5年(2023年)12月15日(金)、後期選抜では令和6年(2024年)1月19日(金)までの日数を記入すること。
- 2 欠席日数は、出席しなければならない日数(出席停止や忌引等、校長が出席しなくてもよいと認めた日の日数を除いた数)のうちで、欠席した日数を記入すること。
- 3 備考欄には、病欠、事故欠等の主な理由、早退、遅刻の状況や事情等を記入すること。また、第3学年については、1に定めた期日を記入すること。
- 4 健康の状況欄には、高等学校の修学に堪えるかどうかの判断を記入すること。

C 各 教 科 の 学 習 の 記 録

- 1 評定は、第1学年及び第2学年は、指導要録記載の必修教科(共通履修としての英語を含む。)の評定を転記する。
第3学年については、第1の5の(2)に規定するところにより記入すること。
また、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒の当該教科の学習成績については、評定欄を空欄にせずに「*」を記入すること。
- 2 備考欄には、次のような事項を記入すること。
 - (1) 教科、学年による著しい差異に説明を要する事項
 - (2) 健康状況、体力及び身体上の障がいによって学習に影響が及んでいると思われる事項
 - (3) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒である場合の説明事項
 - (4) その他特に説明を要する事項
- 3 中学校卒業後の学習の状況の欄には、過年度卒業生(高等学校を最終在籍校とする者を除く。)について、学習、進歩の状況等の観点から卒業後の学習の状況を記入すること。

D 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録

総合的な学習の時間の主な学習活動や評価等を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

E 特別活動の記録

学級活動、生徒会活動及び学校行事の活動状況について、主な事実を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

F 行動の記録

第3学年について、掲げられた項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入すること。

G 総合所見及び指導上参考となる諸事項

CからFまでの記録のほか、進路指導に関する事項、スポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等の記録に関する事項、指導上参考となる事項及び生徒の成長にかかわる総合的な所見を記入すること。

H その他

- 1 学習成績一覧表番号欄には、学習成績一覧表の該当する番号を記入すること。
- 2 記載事項のない欄には「なし」と記入するか、斜線を引くこと。
- 3 調査書の記入は、その信頼性及び客観性を高めるため、特に正確を期すること。

年度卒業(見込み) 学習成績一覧表(段階別人員集計表)											中学校	
教科 評定段階	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	備	考	名
5												
4												
3												
2												
1												
評定平均値												
合計人員												目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒数

- (注) 1 学習成績一覧表記載の教科別、評定段階別の人数(目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒数を除く)を記入すること。
- 2 評定平均値は、各教科とも小数第二位を四捨五入して、小数第一位まで求めること。
- 3 目標に準拠した評価方法以外の評価方法による評定の場合は、この様式に準じて作成すること。

(様式第6号) (第2-第5関係)

受付年月日 ※	(前期選抜・後期選抜・再募集・追加募集)				受付番号 ※		
入 学 願 書							
長野県			高等学校長 様		令和6年(2024年) 月 日		
					志願者		
貴校に入学を志願します。					保護者		
(志願承認番号 第 号)							
志望課程	全日 定時	志望 学科 ・部	科・部	第2 第3	科・部 科・部	判 定	※
志 願 者				保 護 者			
ふりがな 氏 名			昭和 平成 年 月 日生	氏 名	志願者との関係		
現住所	〒 - TEL () -			現住所	〒 -		
出身 中学校	平成・令和 年 月		中学校 卒業見込み・卒業				
(この欄は再募集、追加募集に限り記入すること)							
後期選抜志望校		高等学校		制	科・部	受検番号	
志願者連絡先		電話 () -					

(裏面)

記入上の注意事項
<p>◎ 黒のペンまたはボールペンで記入する。</p> <p>◎ 記入を訂正した場合は、訂正箇所には保護者の㊟を押す。</p> <p>◎ ※欄は、記入しない。</p> <p>1 「前期選抜・後期選抜・再募集・追加募集」は該当するものを○で囲む。(受検票についても同様。)</p> <p>2 「年 月 日」は、願書作成日を記入する。</p> <p>3 志願者、保護者はそれぞれ自署とする。なお、志願者が成年に達している場合は、保護者は必要としない。枠内の保護者欄も、記入しないでよい。</p> <p>4 長野県立高等学校志願承認を受けている志願者は承認番号(「県外第△△号」)を記入する。</p> <p>5 「志望課程」は、全日、定時の該当するものを○で囲む。「志望学科・部」は、多部制・単位制以外を志望する場合は、志望する学科を記入し科を○で囲む。(受検票についても同様。)</p> <p>6 多部制・単位制を志望する場合は、志望課程は定時制とし、志望する部を「志望学科・部」の欄に記入し部を○で囲む。例えば、東御清翔高校及び松本筑摩高校の場合は「午前㊟」「午後㊟」など、箕輪進修高校の場合は「普通科I㊟」「工業科I㊟」などのように記入する。(受検票についても同様。)</p> <p>7 「第2」「第3」志望欄は、第2志望や第3志望を認める高校に限り記入し、それ以外の高校は空欄のままでよい。第2志望がない場合は、欄全体に斜線(\\)を引く。第3志望についても同様。また、前期選抜は空欄のままでよい。</p> <p>8 志願者欄</p> <p>(1) 生年月日の昭和・平成は該当するものを○で囲む。</p> <p>(2) 「出身中学校」の平成・令和及び卒業見込み・卒業は該当するものを○で囲む。 中学校名は、県外中学校の場合は、「○○県○○立○○中学校」のように記入する。 (受検票についても同様。)</p> <p>9 保護者欄</p> <p>(1) 志願者との関係は、「父」、「母」等と記入する。</p> <p>(2) 「現住所」が志願者と同じ場合は、「志願者と同じ」と記入する。</p> <p>10 再募集、追加募集に出願する場合は、「(この欄は再募集、追加募集に限り記入すること)」の欄にも記入する。</p>

(様式第8号) (第2-第5関係)

(前期選抜・後期選抜・再募集・追加募集)			
受 検 票			
受検番号	※	志望 課程	全 日 定 時 制
志 望 学科・部	科・部		
氏 名			
検 査 場	長野県	高等学校	
出 身 中 学 校	中 学 校		
長野県		高等学校長 印	

(裏面)

- 前期選抜
令和6年(2024年)2月1日(木)
一部の高校は2日(金)も実施
- 後期選抜
令和6年(2024年)3月6日(水)
一部の高校は7日(木)も実施
学力検査当日3月6日の持ち物
ア 受検票
イ 鉛筆(シャープペンシルも可。色鉛筆は用いない)、消しゴム、鉛筆けずり、直定規(三角定規あるいは分度器機能をもつものは不可)、コンパス(分度器機能をもつものは不可)、上ばき、袋(不用品を入れる)等。
ただし、検査の支障となるような文字や機能等のあるものは使用できない。
- ウ 昼食

(様式第9号) (第2関係)

(用紙寸法 A4)

前 期 選 抜 合 格 通 知 書			
中学校名		年	月 日
受検番号			
氏 名	様		
	長野県	高等学校長	印
あなたは、令和6年度入学者前期選抜において合格し、本校 制 課程の 科・部の入学予定者に内定しましたので通知します。 については、2月15日(木)正午までに入学確約書を提出してください。			
(注意) 1 指定の期日までに入学確約書を提出しない場合は、入学を辞退したものとみな します。			
2 入学確約書の提出後は、後期選抜、再募集及び追加募集への出願はできません。			

前 期 選 抜 結 果 通 知 書

年 月 日

中学校長 様

長野県

高等学校長 印

令和6年度入学者前期選抜の結果、下記のとおりになりましたので通知します。

記

課 程	部・学科名	受検番号	氏 名	合 否

(注) 合否欄には、合格者にあつては「合」を、不合格者にあつては「否」を記入すること。
課程欄は必要に応じて付加すること。

入 学 確 約 書

年 月 日

長野県

高等学校長 様

中学校名

受検番号

氏 名

保護者氏名

本人との関係

この度、令和6年度入学者前期選抜において、貴校_____制課程
の_____科・部の入学予定者に内定した旨の通知を受けました。

については、貴校に入学することを、本人及び保護者連署の上、ここに
確約いたします。

後期選抜入学志願者受付台帳

合否	受験番号	氏名	出身中学校	卒業年月	志望学科	学力検査					その他の検査			備考	
						国語	社会	数学	理科	英語	面接	作文 (小論文)	実技 検査		

(備考) 傾斜配点を実施する場合、各教科の得点は上段に100点満点の得点を、下段の()内に傾斜配点による得点を表記する。

志望学校(課程・学科・部)変更願

年 月 日

長野県

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

下記のとおり志望学校(課程・学科・部)を変更させてください。

記

(志望変更先)

長野県

高等学校

課程

科・部

※ 第 2 志望が認められている場合は、第 2 志望についても記入してください。

上記のことについて了承しております。

中学校

学校長

印

(または最終在籍学校長)

(注) 志望学校(課程・学科・部)については、不要な文字を二重線で消してください。

志望学校変更証明書

年 月 日

長野県 高等学校長 様

本校（全日制・定時制）課程の 科・部を志願していた
1 の者は、2 のとおり貴校の（課程・学科・部）へ志望を変更した者である
ことを証明します。

1 志願者

- (1) 中学校名
- (2) 志願者氏名

2 志望変更先

- (1) 課程名
- (2) 学科・部名

入学審査料 円納付済

長野県 高等学校長



(注) (全日制・定時制)、(課程・学科・部)については、不要な文字を二重線で消してください。